おまち多目的広場管理要領を次のように定める。

令和7年1月9日 制定

高知市長 桑 名 龍 吾

おまち多目的広場管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、おまち多目的広場(以下「本件土地」という。)を当面の間、広く市民に開放するほか、イベント等に活用してもらうため、その管理及び貸付けについて、高知市財産条例(昭和39年条例第13号。以下「条例」という。)、高知市公有財産規則(昭和41年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 本件土地の区域は、高知市追手筋二丁目9番6及び9番7とする。

(制限行為)

- 第3条 本件土地において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、本市から当該土地を借り受けなければならない。ただし、借り受けることができるのは第6条に該当する場合に限る。
  - (1) 各種催事,販売会,競技会,展示会,興行その他これらの催しに類する行為。
  - (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為。
  - (3) その他、広場の全部又は一部を独占して利用する行為。

(借受けの申請)

- 第4条 本件土地の貸付けを受けようとする者は、規則第23条に規定する普通財産借受(更新)申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、貸付開始希望日の15日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に緊急やむを得ないものと認めるものは、この限りでない。
- 2 市長は、第3条第1項各号に掲げる行為が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号に規定する排除措置対象者(以下「排除措置対象者」という。) の活動に利用されると判断したものについては借受けを認めない。

(貸付期間の制限)

- 第5条 本件土地は、市長が別に定める日までの期間、1日単位で貸付けすることができる。
- 2 本件土地は、引き続き3か月を超えて貸付けすることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(用途の指定)

第6条 本件土地は、高知市中心市街地活性化基本計画(令和5年3年17日認定)に基づく中心 市街地の活性化に効果が見込まれるイベント等に利用する場合であって、周辺地域に悪影響を 及ぼさないものについて貸し付けることができる。ただし、市長が特に認めるときは、当該場 合に該当しない場合であっても貸し付けることができる。

(禁止行為)

- 第7条 本件土地において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められること。
  - (2) 著しく騒音を発すること等により近隣の住民等に迷惑をかけること。
  - (3) 本件土地及び設備を損傷し、又は汚損すること。
  - (4) 土石, 竹木等の物件を放置し, 若しくは堆積し, 又は土地の形質を変更すること。
  - (5) 正当な理由がなく、凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
  - (6) みだりに鳥獣、その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。

- (7) たき火,炊事その他火気を使用すること。
- (8) 公衆に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (10) 本市の許可なく設備(配電盤,給水栓)を使用すること。
- (11) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第2条第1項第8号で定める車両の本市の許可のない乗り入れ。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。